

## <消費税増税中止、水俣病認定審査見直し請願不採択に対する反対討論>

2013年10月4日

日本共産党 熊本県議会議員 松岡 徹

日本共産党の松岡徹です。請第30号「国に対し、消費税増税中止を求める意見書」の不採択には、断固反対です。

安倍晋三首相が1日、消費税現行5%から8%に引き上げると表明しました。これに抗議し、来年4月からの増税実施をくいとめるためにも、「増税中止」を求める意見書が今まさに有効であり、採択すべきです。

安倍首相は会見で、日本経済が回復の兆しを見せていることを強調しました。しかし、1日発表された経済指標は、逆に「景気回復」が依然不確かさであることを示しています。8月の完全失業者数(季節調整済み)は、272万人で前月比21万人増加。完全失業率(同)は4.1%で、前月比0.3ポイント悪化、8月の毎月勤労統計調査では、「現金給与総額」の平均は前年同月比0.6%減の27万1913円で、2カ月連続減少、基本給など「きまって支給する給与」は、前年同月比0.1%減の25万9921円で、15カ月連続で減少となっています。

家計調査では、8月は、1世帯(2人以上)当たりの消費支出は28万4646円で、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比1.6%減少で、2ヶ月振りのマイナスとなっています。

国民の実感と国民生活に直結する経済指標は、安倍首相のいう「日本経済が回復の兆し」とは程遠いものです。

首相は、消費税増税が景気悪化の要因になることは認めざるを得ず、経済対策を実施することを表明しました。しかしその中身は、8兆円もの大増税で景気を悪化させる一方で、年末に決定する復興特別法人税の廃止を含め「景気対策」として6兆円もばらまくというものです。景気の悪化を防ぐというなら、最大の対策は、消費税増税の中止です。

経済対策の中身が問題です。大型公共事業の追加、復興特別法人税の廃止、投資減税など、大企業優遇策が大半を占めており、法人税率の引き下げについても「早期に検討を開始する」というものです。

所得が大きく減っている国民から8兆円も奪い、内部留保がさらに増え270兆円にもなる大企業には減税、とりわけ、国民には所得税の復興増税は25年間続けるのに、法人税の復興増税はわずか3年間の増税さえ「1年前倒し」で中止してしまう。本当にひどい話です。

こうしたやり方は、景気対策としても間違っています。国民の所得と消費は落ち込み、国

内の需要も企業の投資も後退し、企業内部の余剰資金だけが積み上がるという、日本経済の悪循環を進めるだけです。

米紙ウォールストリートジャーナルは、2日の社説で、安倍首相が、消費税率引き上げを表明したことについて、「アベノミクスを沈没させる恐れがある」と批判しています。

年金給付の引き下げ、社会保障の改悪、諸物価の一斉値上げで、庶民は大変です。

くらしも経済も財政も悪化させる消費税増税は断じて認められません。来年4月実施を中止させるために、大奮闘することを決意として述べ、請第30号「国に対し、消費税増税中止を求める意見書」の不採択に対する反対討論とします。

請36号、請37号は、水俣病認定制度を抜本的に見直し、すべての被害者を救済することを求める趣旨の請願です。

4月16日、最高裁は、熊本県の上告を棄却し、「症状の組み合わせが認められない場合でも、証拠を総合的に検討した上で、個別の判断で水俣病と認定する」ことを認めました。40年近くもなされてきた水俣病認定のあり方を厳しくただしたものであり、国・県は、水俣病審査のあり方を根本的に見直すべきです。請願はこのことを求めています。

6月20日には、水俣病特措法による地域指定、出生年月の区分によって、切捨てされた被害者などが、「第2次ノーモア水俣訴訟」として熊本地裁に提訴、9月30日には、さらに132人が追加提訴、12月には300人の追加提訴が予定されています。

最高裁判決、新たな大規模な訴訟、こうした事実は、これまでの国・県の水俣病対策、認定基準による審査、特措法の締め切りでは、水俣病問題解決は進まないということをはっきり示しています。

知事は、6月議会の答弁で、「最高裁の判決を受け、多角的、総合的な観点から、その具体化に向けて、今知恵を絞っているところであります」「水俣病問題の解決は、私の最大の政治使命であり、さまざまな課題に対して、引き続き積極的に取り組むと述べています。

最高裁判決や特措法締め切り後の現実を踏まえて、すべての水俣病被害者救済への道筋を切り開き、水俣病問題の真の解決のためには、様々な困難を乗り越える決意と問題解決への知恵と力の結集が必要です。

4月24日の地元紙社説が、「問題の本質を矮小化するな」として、『イチロク、イチハチを考えないと言ったらうそになります』。認定審査会の委員を長年務めた医学者の言葉だ。認定されれば1600万円から1800万円が支払われるため、その基準に合うかどうかを頭をよぎるのだという。ここには有機水銀の影響をどう見るかという医学本来の姿はないと書いていますが、重要な指摘です。

2006年9月、当時の小池百合子環境大臣の私的懇談会「水俣病問題にかかわる懇談会」

は、『認定基準』では救済しきれず、しかもなお救済を必要とする水俣病の被害者をもれなく適切に救済・補償することのできる恒久的な枠組みを早急に構築する」ことを提言しています。

司法の場では、トンネルじん肺、B型・C型肝炎など、司法救済の先例がつくられています。

熊本県政の長年の最大の課題であり、蒲島知事をはじめ歴代の知事も大きな力を注いできた、すべての水俣病被害者の救済、水俣病問題の解決のために、あらゆる知恵と努力を結集するときです。県議会も真摯に責任を果たすべきです。

そうした状況のなかでの請願不採択に強い怒りを抱くものです。

以上で、請36号、37号の不採択に対する反対討論を終わります。